

下呂市告示第31号

下呂市森林整備変更計画案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249 号）第10条の6の規定に基づき、下呂市森林整備計画の変更にあたり、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備変更計画の案を縦覧に供する。

なお、下呂市森林整備変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間の満了の日までに、下呂市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を提出することができる。

令和7年2月18日

下呂市長 山 内 登

縦覧場所	縦覧期間
下呂総合庁舎	自 令和7年2月20日
下呂市役所農林部 林務課	至 令和7年3月19日